令和6年4月発行 廃棄物対策課

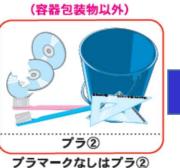
令和6年4月から資源とごみの出し方の変更点

(1) プラスチック類の袋

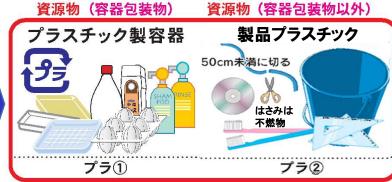
同じ袋に入れて出すことができます







令和6年4月から



プラマーク付きはプラ①

プラマークなしはプラ②



別の袋





袋の色

不燃物以外の袋の色は「透明または半透明」となります

今和6年3月まで

ロガロンナックかく	
可 燃 物 (2種類)	白色系半透明
プラスチック類 (2種類)	透明
びん・かん ペットボトル (2種類)	透明
不 燃 物 (4種類)	透明



令和6年4月から

可 燃 物 (2種類)	透明
プラスチック類 (1種類)	****** 半
びん・かん ペットボトル (2種類)	透明
不 燃 物 (4種類)	透明



プラスチックは、汚れを落とし、 正しく分別すれば、資源になります!

「プラスチック資源循環促進法」が施行されたのを受け、本市では、令和6年4月から、 プラ①(容器包装物・プラマーク付き)に加え、プラ②(容器包装物以外・プラマークなし) についても、日本容器包装リサイクル協会を通じ、リサイクルを進めてまいります。

これにより、プラスチック類の<u>プラ①とプラ②</u>は、袋を分けずに同じ袋でクリーンステーションに 出すことができるようになります。

なお、マヨネーズ・ソース等のプラスチック製容器は空にして、できるだけきれいに洗い、 水を切って出してください。



市HP資源とごみの処理





A

注意:次の物はプラスチック類に入れないでください

プラスチックが多く使われていても<u>電池が取り外せないときは、製品全体を「不燃物」</u>で出してください。ボールペン等で<u>金属が取り外せない物は、製品全体を「不燃物」</u>で出してください。 ガスライターは、中身を使い切って空になっても「不燃物」で出してください。

下記の製品は「不燃物」で出してください。

- ・充電式電池(モバイルバッテリー等)
- ・充電式電池を取り外せない小型家電 (電気カミソリ・電子タバコ・携帯ゲーム機・電動ハブラシ・ ハンディ扇風機)
- ・プラスチック以外の素材を含む製品で分解できない場合(ボールペン等)



各種リサイクルマーク







リチウムイオン電池は、家電量販店などのリサイクル協力店の回収ボックスに入れてください。 詳細は市HPをご確認ください。



市HP小型充電式電池・ ボタン式電池の処分